

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県深谷市折之口1985番地
氏 名 株式会社クリーンテックサーマル
代表取締役 反後 太郎

情報公開用許可証

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和5年10月27日

許可の有効年月日 令和10年8月19日

1. 事業の範囲

中間処理

焼却：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、感染性産業廃棄物、廃油（※）、汚泥（※）、
廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上6種類

中和・焼却：廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH2.5以上のものに限る。） 以上2種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については2頁別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県深谷市折之口字稜威ヶ原1873番2、1873番3、1873番4、1877番3 以上4筆
（面積5,930.01m²）

処理施設及び保管施設の概要は3頁の別記2のとおり。

3. 許可の条件

- 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- 中間処理は、3頁に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成15年8月20日	指令廃指第2596号	新規許可
平成20年3月27日	指令廃指第1394号	変更許可(事業場①の追加及び事業場②の面積の拡大)
平成25年11月19日	指令産廃第976号	変更許可(焼却の品目4種類に1,4-ジオキサンを追加)
令和4年2月7日	—	変更届(保管場所の追加)
令和5年10月27日	指令北環第42-3号	更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
有機リン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン		-	-	-	-	○	○	○	○
四塩化炭素		-	-	-	-	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	○	○	○	○
チウラム		-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-	-	○	○	○
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	○	○	○
ベンゼン		-	-	-	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	○	○	○	○
ダイオキシン類		-	-	-	-	-	-	-	-

本
地
所
印

情報公開用許可証

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。

別記2
処理施設の種類の種類及び能力等

施設の種類の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設 (A系列)	5.5 t/日 (24時間)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃油(※)、汚泥(※)、廃酸(※)、廃アルカリ(※)以上8種類	平成20年3月27日 平成20年3月27日 4-53
焼却施設 (B系列)	2.5 t/日 (24時間)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃油(※)、汚泥(※)、廃酸(※)、廃アルカリ(※)以上8種類	平成20年3月27日 平成20年3月27日 4-54
	0.09m ³ /日 (24時間)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) 以上1種類	平成20年3月27日 _____ _____
中和施設	7m ³ /日 (24時間)	廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)以上2種類	平成20年3月27日 _____ _____

保管施設の種類の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) 以上1種類	2.1m ²	2.0m(屋外) (4.0m ³ タンク×1基)
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) 以上1種類	9.6m ²	1.0m(屋外) (200Lドラム缶×20本)
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) 以上1種類	4.5m ²	1.0m(屋外) (200Lドラム缶×10本)
廃酸(pH2.0以下のものに限る。) 以上1種類	5.0m ²	4.1m(屋外) (20.2m ³ タンク×1基)
廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。) 以上1種類	5.0m ²	4.1m(屋外) (20.2m ³ タンク×1基)
感染性産業廃棄物 以上1種類	289.1m ²	14.5m(屋内) (保冷库)
廃油(※) 以上1種類	0.8m ²	1.7m(屋内) (20L容器×25個)
汚泥(※) 以上1種類	0.8m ²	1.7m(屋内) (20L容器×25個)
廃酸(※) 以上1種類	0.8m ²	1.7m(屋内) (20L容器×25個)
廃アルカリ(※) 以上1種類	0.8m ²	1.7m(屋内) (20L容器×25個)
感染性産業廃棄物 以上1種類	17.9m ²	3.0m(屋内) (低温保冷库)
感染性産業廃棄物 以上1種類	43.5m ²	4.5m(屋内) (保冷库)
感染性産業廃棄物 以上1種類	57.7m ²	3.0m(屋内) (保冷库)

※(※)の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については2頁別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

情報公開用許可証

(以下余白)

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。